

## コーディングラボ利用規約

ibis studio株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が提供するコーディング代行サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関して、以下のとおりコーディングラボ利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

### 第1条 （目的）

本規約は、本サービスの利用条件および当社と利用者（第2条第1号に定義）との間の権利義務関係を定めることを目的とします。

### 第2条 （定義）

本規約において共通して使用する語句および用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、本規約の定めるところにより、本サービス利用契約を締結した個人または法人をいいます。
- (2) 「当社サイト」とは、当社が運営するウェブサイト「コーディングラボ」をいいます。
- (3) 「連絡ツール」とは、当社と利用者との間で、本サービスに関する情報共有、データ送付、その他連絡を行うためのツールをいいます。
- (4) 「利用ルール」とは、当社が利用者に対し交付する当社サイト上で定める本サービスの利用に関するルール（マニュアル、ガイドライン、仕様その他形式を問わないものとします。）をいいます。
- (5) 「基本情報」とは、当社が本サービス提供に必要なものと判断する情報ものであって、利用者が、当社に提出する情報（本サービスの提供に必要な Web サイトのデザイン、写真・動画・テキスト等を含みますが、これに限られません。）をいいます。
- (6) 「コーディングファイル」とは、本サービス実施により生じた成果物をいいます。
- (7) 「公開作業」とは、本規約に定める方法により納品が完了したコーディングファイルを利用者が運営、管理または利用可能なウェブサイトへ公開する作業をいいます。
- (8) 「公開ファイル」とは、公開作業の結果、インターネット上に公開されることとなったコーディングファイルをいいます。

### 第3条 （適用）

1. 当社が利用ルールを定めた場合において、利用ルールは本規約の一部を構成するものとします。
2. 本規約と利用ルールとの間で内容に齟齬が生じる場合、本規約が優先して適用されるものとします。

### 第4条 （規約の遵守）

1. 利用者は、本規約ならびに利用ルール（以下総称して「本規約等」といいます）に定める条件および手続きを遵守して本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、本規約等の内容を任意に変更または廃止することができるものとします。この場合、当社は、当社が適当と判断する方法により、本規約等の変更または廃止を利用者に告知します。

#### 第5条 （ID・パスワード）

1. 利用者は、本サービスの利用のために当社が付与した連絡ツールのIDおよびパスワードについて、自己の責任において、IDおよびパスワードを第三者に知られないよう管理、保管するものとし、当社に無断で、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとし、また、担当者にも同様に対応させるものとします。
2. 当社は、利用者のもので登録されたIDおよびパスワードを用いたアクセスまたは本サービスの利用があったときは、これを利用者による正当なアクセスまたは利用とみなすことができます。IDまたはパスワードの盗用、不正使用その他の事故があっても、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者は、IDまたはパスワードの盗用、第三者による不正利用が判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします

#### 第6条 （契約の成立）

1. 当社があらかじめ本サービス利用契約の申し込みを希望する個人または法人（以下「申込希望者」といいます）に連絡ツールへのアクセス権限を開放していることを前提として、申込希望者は、連絡ツール上で納期、請求書発行月、対価の支払期限その他当社が必要と判断する条件を当社に通知するものとします。
2. 当社が、申込希望者からの前項の通知を受けた場合、申込希望者と協議をしたうえで、本サービスの提供条件（以下「提供条件」といいます）を確定し、連絡ツール上に見積書のアップロードを行います。申込希望者が協議に応じない場合には、見積書をアップロードしないことがあるものとします。
3. 申込希望者は、前項の見積書記載の金額、本規約等の内容を確認および了解したうえで、当社に対して、所定の方法により、本サービス利用契約を申し込むものとします。
4. 申込希望者は、前項の申込みをした場合、当社が次項に定める承諾を行う前に限り、申込みを撤回することができます。ただし、当社が撤回を認める場合にはこの限りではありません。
5. 申込希望者から第3項の申込みがあった場合、当社から、これに対する承諾を行うことで、本サービス利用契約が成立するものとします。

#### 第7条 （基本情報の提出）

1. 利用者は、提供条件を満たした本サービスを当社が提供できるよう当社が指定する時

期までに基本情報を提出するものとし、この指定した時期を経過したことにより提供条件で定める納期に遅れた場合でも、当社は遅滞に基づく一切の責任を負いません。

2. 当社は、当社が基本情報に情報不足または不明点があると判断した場合、追加の情報提出または情報の確認を求めることができるものとし、利用者は当社からの求めに対し速やかに対応しなければならないものとし、
3. 利用者は、当社に対して、基本情報が第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権、肖像権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証するものとし、
4. 利用者は、既に提出した基本情報に変更または追加が生じた場合、当社に対し、直ちにその旨と変更または追加後の情報を通知するものとし、この場合、当社は、当初予定していた提供条件の見直しを要請することができ、また、第6条第2項の見積書記載の金額に加えて、追加料金が発生する場合があります。

#### 第8条 (本サービス)

提供条件または当社が別途定める場合を除き、当社は以下の対応時間の範囲内において、当社所定のコーディングガイドライン (URL: <https://coding-labo.jp/guideline.pdf>) および当社の裁量に基づき、本サービスの提供を行います。

【対応時間】 10:00~19:00 (JST)

#### 第9条 (対価)

1. 本サービスの対価は、連絡ツールを通して当社が利用者に交付する見積書記載のとおりとします。利用者は、提供条件の見直し等が生じた場合には追加料金が発生する可能性があることをあらかじめ承諾するものとし、この場合、当社が連絡ツールを通して追加料金の見積書を発行します。
2. 本サービスの対価について、当社は、提供条件の内容に従って請求書を発行するものとし、利用者は、提供条件で定められた日までに、当社が別途定める方法により請求書記載の対価を支払うものとし、ただし、提供条件の変更その他当社および利用者が合意した場合には、当該合意に基づき、本サービスの対価を支払うものとします。
3. 利用者が対価の支払を遅滞した場合、当社は、利用者に対し、支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとし、

#### 第10条 (納品)

1. 当社は、提供条件で定める納期までに、コーディングファイルを納品するものとし、
2. 前項の納品は、当社がコーディングファイルを連絡ツール上にアップロードする方法により行うものとし、利用者が連絡ツール上からダウンロードが可能になった時点で納品が完了したものとします。
3. 当社は、第1項に定める納期に間に合わない場合、速やかにその旨を利用者に対して通知するものとし、この場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は納期に間に合わないことにより利用者が生じた損害に関して責任を負わないものと

します。

4. 利用者は、コーディングファイルの納品があった場合、10 営業日以内にコーディングファイルの検収を行い、検収結果を当社に通知するものとします。
5. 前項の検収の結果、コーディングファイルに不適合があることが判明した場合、当社は速やかに修正対応をするものとします。ただし、当該不適合事由が利用者の提出した基本情報または利用者の指示により生じたときは除きます。
6. 第 4 項に定める期間内に検収結果を当社に通知しない場合、コーディングファイルは検収に合格したものとみなします。
7. 本条に定める検収完了後であっても、納品時から 1 年間以内に、瑕疵が発見された場合、利用者は当社に対してその瑕疵の修正を請求することが出来るものとし、当社はこの請求に応じて当該瑕疵を修正するものとします。
8. 第 5 項および第 8 項に基づく修正は、当社が定めるスケジュールで、遅滞なくこれに対応するものとします。
9. 利用者は、当社が、第 8 条に定める対応時間外に修正対応をする場合には別途追加料金が発生する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。ただし、修正対応が必要となった不適合または瑕疵が当社の責に帰すべき事由により生じた場合を除きます。当社は、あらかじめ連絡ツールを通して追加料金の見積書を発行します。

#### 第11条 （修正ができない場合）

利用者は、本サービスが当社独自の仕様で提供されることを承諾のうえ、本サービスを利用するものとし、前条第 5 項および第 7 項の規定にかかわらず、利用者がコーディングファイルを修正した場合には、以後、当該修正後のコーディングファイルについて、当社が修正対応を一切行わないことおよび利用者が修正に要した費用を負担しないことを承諾するものとします。

#### 第12条 （公開作業等）

1. 次項に定める場合を除き、利用者は、第 10 条所定の方法でコーディングファイルの納品を受けた場合、自らの費用と責任で公開作業を行うものとします。
2. 本サービスの対価に付加してオプション利用料を支払うことで、当社は公開作業を行います。この場合、オプション利用料およびその支払方法は、当社が別途定めるものとします。

#### 第13条 （禁止行為）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。
  - (1) 法令に違反する行為、犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反する行為
  - (2) 当社、本サービスの他の利用者または第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権、肖像権その他一切の権利または利益を侵害する行為

- (3) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれのある行為
  - (4) 本規約に違反する行為
  - (5) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 前項に違反した場合、当社は、利用者何らの通知をすることなく、本サービスの全部または一部の提供を中止または停止することができるものとし、これに基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第14条 (権利帰属)

1. 利用者は、利用者から当社に提出される基本情報に関して利用者に帰属する著作権、商標権、特許権、意匠権、実用新案権、その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）について、当社が使用、複製、派生物の作成その他本サービスの提供に必要な利用をすることを許諾するものとします。
2. 利用者は、当社が、本サービス提供またはコーディングファイルを構成する一部として、フリーソフトウェア、オープンソフトウェア（以下「FOSS」といいます。）等の第三者の知的財産権を利用することがあることを承諾するものとします。ただし、当社は、第三者の知的財産権に関して、その他の第三者の権利侵害がないことおよび瑕疵がないことを保証するものではなく、当社は第三者の知的財産権利用時に、権利侵害または瑕疵の存在を知りながら、または、重大な過失を知らなかった場合を除き、何らの責任も負いません。
3. 第三者が従前から保有または第三者に留保されている知的財産権を除き、本サービス提供の過程で当社に生じた知的財産権は、第10条に定める納品完了時をもって、当社から利用者に移転するものとします。

#### 第15条 (本サービスの停止または中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、利用者に事前に通知のうえ、本サービスの提供を中止または停止することができるものとします。ただし、緊急を要する場合または事前に通知することが不可能な場合は、事前の通知は行わず、事後、速やかに当社が適当と判断する方法で通知します。
  - (1) 本サービスにかかるシステムの保守または点検を行う場合
  - (2) 火災、停電、通信回線の事故または天災地変などの不可抗力により、本サービスの提供が不可能となる場合
  - (3) 前各号のほか、当社が必要と判断した場合
2. 当社は本条に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条 (解除)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告なしに、直ちに本サービス利用契約の全部または一部につき、何らの責任を負うことなく、その提供を停止し、または解除することができるものとします。
  - (1) 本規約等に定めるいずれかの条項の全部または一部に違反したとき

- (2) 財産または信用状態の悪化等により、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、または租税公課を滞納し督促を受けたときその他利用者の信用状態が悪化したと当社が判断したとき
  - (3) 手形または小切手を不渡りとしたとき、またはその他支払不能もしくは支払停止状態に至ったとき
  - (4) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、または解散（法令に基づく解散も含みます）、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
  - (6) 資本減少、事業の廃止、休止、変更、または事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (7) 法令等または公序良俗に違反したとき
  - (8) 第13条第1項各号のいずれかに該当するとき
  - (9) その他、利用者との契約を継続できないと当社が判断したとき
2. 利用者が前項各号のいずれかに該当する場合、利用者は、当社に対する本規約に基づく債務（第12条のオプション利用料を含みます。以下同じ。）について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければなりません。

#### 第17条 （情報の管理）

当社は、利用者から取得した個人情報を当社の定める個人情報保護方針に従って厳重に取扱うものとします。

#### 第18条 （秘密保持）

1. 当社および利用者は、本サービス利用契約の締結または本サービスの利用の過程において知り得た相手方の技術上または営業上の情報および相手方の一方が秘密に取り扱うことを求めて開示した情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持しなければならず、情報開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、提供もしくは漏えいし、または本サービス利用契約上の権利の行使も以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、情報受領者は、以下の各号の場合には、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、この場合、情報受領者は情報開示者に対して開示請求がなされた旨を通知しなければなりません。
  - (1) 本サービス利用契約上の権利の行使に必要な範囲内で、自らの責任により弁護士、税理士等職務上の守秘義務を負う専門家に開示する場合。
  - (2) 監督官庁、裁判所、捜査機関より法令に基づき開示を要求された場合。
3. 前項の規定は、以下の各号に該当する情報については、適用しない。
  - (1) 開示を受けた際、既に利用者が保有していた情報
  - (2) 開示を受けた際、すでに公知となっている情報

- (3) 開示を受けた後、利用者の責めによらずに公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
  - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
4. 本条に基づく秘密保持義務は、本サービス利用契約の終了後も存続するものとします。

#### 第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社または利用者は、相手方に対して、互いに、本サービス利用契約時において、自らおよびその代表者、役員または実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないことまたは反社会的勢力と関与しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 前項に違反したことが判明した場合、当社または利用者は、相手方に対して、何らの通知、催告なしに、直ちに本サービス利用契約につき、何らの責任を負うことなく、その債務の履行を停止し、または解除することができるものとします。
3. 利用者が前項に該当する場合、当社に対する本規約に基づく債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を現金にて当社に支払わなければなりません。
4. 本条に基づく契約解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

#### 第20条 (免責)

1. 当社は、本サービスが利用者の目的および利用態様に適合すること、利用者による本サービスの利用に不具合が生じないことおよび法令等に適合することを保証するものではなく、利用者は、本サービスが利用者の目的および利用態様に適合しているか、自らの責任で確認するものとします。
2. 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社が本サービス利用契約に基づき行った行為により利用者に生じた損害および利用者と第三者との間において生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

#### 第21条 (地位の譲渡)

利用者は、当社が別途認める場合を除き、本サービス利用契約上の地位およびサービス利用契約により生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第22条 (協議)

当社および利用者は、本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、誠実に協議して解決を図るものとします。

#### 第23条 (管轄)

本サービス利用契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 （準拠法）

本サービス利用契約の成立、効力、履行および解釈については日本法に準拠するものとします。

2018年2月1日 制定